# 千歳市地域農業再生協議会規約

平成16年4月30日制定
平成19年4月17日一部改正
平成21年3月9日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年5月9日一部改正
平成24年5月9日一部改正
平成25年5月1日一部改正
平成26年5月8日一部改正
平成27年2月13日一部改正
平成27年5月13日一部改正
平成28年4月27日一部改正
平成29年5月2日一部改正
平成30年4月26日一部改正
令和2年7月29日一部改正
令和3年3月22日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月28日一部改正
令和8年4月27日一部改正
令和8年11月2日一部改正

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この協議会は、千歳市地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）という。

（区域）

第２条　地域協議会の区域は千歳市とする。

（目的）

第３条　地域協議会は、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」という。）の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

（事業）

第４条　地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。

(2) 規模拡大交付金等の推進に関すること。

(3) 経営所得安定対策等の対象作物の需要に応じた生産方針等の策定に関すること。

(4) 農地の利用集積に関すること。
(5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
(6) 担い手の育成・確保に関すること。
(7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
(8) 高収益作物次期作支援事業の推進に関すること。
(9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の推進に関すること。
(10) 畑作物産地形成促進事業の推進に関すること。
(11) コメ新市場開拓等促進事業の推進に関すること。
(12) 畑地化促進事業の推進に関すること。
(13) 肥料価格高騰対策事業の推進に関すること。
(14) 麦類生産技術向上事業の推進に関すること。
(15) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業の推進に関すること。
(16) 産地生産基盤パワーアップ事業の推進に関すること。
(17) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

２　地域協議会は、前項に関する業務の一部を会員組織等に委託して実施する。

## 第２章　会員等

（地域協議会の会員）

第５条　地域協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

千歳市
千歳市農業委員会
道央農業協同組合
千歳市駒里農業協同組合
北海道農業共済組合
恵庭土地改良区
千歳市消費者協会
実需者団体
農業者団体
公益財団法人道央農業振興公社

（届出）

第６条　会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

## 第３章　役員等

（役員の定数及び選任）

第７条　地域協議会に次の役員を置く。

(1) 会　長　１名
(2) 副会長　１名

(3) 監　事　２名

２　前項の会長には千歳市産業振興部長を、副会長には道央農業協同組合理事千歳ブロック運営委員長を、監事には千歳市農業委員会事務局長、道央農業協同組合千歳ブロック監事をもって充てる。

３　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条　会長は会務を総理し、地域協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

３　監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、２年とする。

２　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第 10 条　役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第 11 条　地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、地域協議会は、その総会の開催の日の７日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

（役員の報酬）

第 12 条　役員は、無報酬とする。

## 第４章　総会

（総会の種別等）

第 13 条　地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

３　通常総会は、毎年１回以上開催する。

４　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の２分の１以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第８条第３項第３号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

５　第 16 条で規定する地域協議会の議決事項のうち、緊急を要する案件であると会長が認めたときは、書面により臨時総会を開催できるものとする。

（総会の招集）

第 14 条　前条第４項第１号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から３０日以内に総会を招集しなければならない。

２　総会の招集は、少なくともその開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

３　会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

（総会の議決方法等）

第 15 条　総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

２　会員は、総会において、各１個の議決権を有する。

３　総会においては、前条第２項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

４　総会の議事は、第１７条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

（総会の権能）

第 16 条　総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること

(5) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

（特別議決事項）

第 17 条　次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

(1) 地域協議会規約の変更

(2) 地域協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

（委任状又は代理人による表決）

第 18 条　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、委任状又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の委任状は、総会の開催前までに地域協議会に到着しないときは、無効とする。

３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。

４　第１５条第１項及び第４項並びに第１７条の規定の適用については、第１項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第 19 条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第１８条第４項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

３　議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。

４　議事録は、第２０条第１項の事務局に備え付けておかなければならない。

## 第５章　事務局等

（事務局）

第 20 条　総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、千歳市産業振興部農業振興課（千歳市東雲町 2 丁目 34 番地）及び道央農業協同組合千歳営農センター（北海道千歳市高台 5 丁目 1 番 15 号）に事務局を置く。

２　地域協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。

３　事務局長及び事務局次長は、会長が任命する。

４　地域協議会の庶務は、事務局長が総括及び処理し、事務局次長が補佐する。

５　事務局長及び事務局次長は、千歳市地域農業再生協議会会計処理規程第８条第１項の経理責任者並びに千歳市地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第５条第１項の文書管理責任者を兼務することができる。

（業務の執行）

第 21 条　地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 会計処理規程

(2) 事務処理及び文書取扱規程

(3) 公印取扱規程

(4) 内部監査規程

（書類及び帳簿の備付け）

第 22 条　地域協議会は、事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

## 第６章　会計

（事業年度）

第 23 条　地域協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（資金）

第 24 条　地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る北海道又は千歳市からの補助金等

(2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る北海道農業再生協議会（以下「道協議会」という。）からの助成金等

(3) 高収益作物次期作支援交付金に係る国又は千歳市からの補助金等

(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金に係る道協議会又は千歳市からの補助金等

(5) 畑作物産地形成促進事業補助金に係る北海道又は千歳市からの補助金等

(6) コメ新市場開拓等促進事業補助金に係る北海道又は千歳市からの補助金等

(7) 畑地化促進事業に係る北海道又は千歳市からの補助金等

(8) 肥料価格高騰対策事業補助金に係る道協議会からの補助金等

(9) 麦類生産技術向上事業補助金に係る北海道又は千歳市からの補助金等

(10) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金に係る北海道又は千歳市からの補助金等

(11) その他の収入

（資金の取扱い）

第 25 条　地域協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

（事務経費支弁の方法等）

第 26 条　地域協議会の事務に要する経費は、第２４条各号の資金からの収入をもって充てる。

（事業計画及び収支予算）

第 27 条　地域協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（監査等）

第 28 条　会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の３日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

２　監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

３　会長は、第１項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第２０条第１項の事務局に備え付けておかなければならない。

（報告）

第 29 条　会長は、第２７条に掲げる書類及び前条１項各号に掲げる書類について、総会の議

決を得た後、北海道に（第 24 条第 2 号の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る道協議会からの助成金を受けている場合は併せて道協議会に）提出しなければならない。

## 第７章　地域協議会規約の変更

（届出）

第 30 条　この規約及び第２１条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は、遅滞なく北海道に（第２４条第２号の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る道協議会からの助成金を受けている場合は、併せて道協議会に）届出なければならない。

（残余財産の処分）

第 31 条　地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

２　前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第８章　雑則

（細則）

第 32 条　実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

平成 19 年 4 月 17 日一部改正
平成 21 年 3 月 9 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 5 月 9 日一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
平成 24 年 5 月 9 日一部改正
平成 25 年 5 月 1 日一部改正
平成 26 年 5 月 8 日一部改正
平成 27 年 2 月 13 日一部改正し、平成 27 年 1 月 9 日から適用する。
平成 27 年 5 月 13 日一部改正し、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。
平成 28 年 4 月 27 日一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
平成 29 年 5 月 2 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
平成 30 年 4 月 26 日一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
令和 2 年 7 月 29 日一部改正し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。
令和 3 年 3 月 22 日一部改正し、令和 3 年 1 月 29 日から適用する。
令和 4 年 4 月 1 日一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

令和５年４月28日一部改正し、令和５年４月 １日から適用する。
令和８年４月27日一部改正し、令和８年４月 １日から適用する。
令和８年11月 ２日一部改正し、令和８年10月19日から適用する。